

平成 26年 6月 9日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 交際費等の損金不算入制度の改正点 —平成26年度税制改正における拡充—

今回の交際費等における改正は、飲食等の支出による消費の拡大を促し経済の活性化を図る目的で設けられた制度と言えます。

これまで、法人が支出した交際費等は原則として損金に算入出来ませんが、資本金1億円超の法人に対し、交際費のうち飲食費については50%まで損金算入が認められるようになりました(新設)。一方、資本金1億円以下で大法人に完全支配関係がない中小法人については次の(A)と(B)の選択により有利な方を選び損金算入ができるようになりました。

(A) 支出した交際費のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入(全ての法人が対象)

(B) 中小法人については、支出した交際費等の金額のうち定額控除限度額800万円までを損金の額に算入。

※(B)の定額控除限度額800万円は以前より認められている特例措置ですが、今回適用期限を平成28年3月31日までの2年間延長)

(注) 接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用で、法人税法上の帳簿書類に、(イ) 飲食等のあった年月日、(ロ) 飲食等に参加した得意先・仕入先等の氏名又は名称、(ハ) 飲食費の額、飲食店等の名称及びその住所などの事項を記載する事により飲食費である事を明らかにする必要があります。

(注) 50%損金算入とする飲食費の留意点

- ① 飲食のために支出する費用については、もっぱら法人の役員、従業員に対する社内交際費等のために支出する費用は含まないことになっています。
- ② また、今回の改正ではありませんが、「交際費から除かれる飲食費5,000円基準」がありますが社内飲食費を除く飲食その他これに類する行為のために要する費用で、一人当たり支出額が5,000円以下となる場合で、一定の要件を満たしている場合は全額損金に算入出来ますのでここでの計算には含まれません。

※ 中小法人の場合は、上記の「接待飲食費の50%相当額の損金算入」と「定額控除限度額までの損金算入」のいずれかを選択適用できますので、判断基準としては次のようになります。

- ① 接待飲食費の額が1,600万円を超える場合は、接待飲食費の額の50%相当額の損金算入を選択した方が有利。
- ② 接待飲食費の額が1,600万円以下の場合は、定額控除限度額年800万円まで損金算入を選択した方が有利と言えます。